令和8年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
（障害児通所支援）

令和8年9月

鹿児島市障害福祉課自立支援係

目次

【個別説明事項】

１. 市が対象児童の障害児通所支援の必要性を確認する際に
参照するもの（例） p4
２. 報酬の算定に関して p5
３. 児童発達支援個別サポート加算（Ⅰ）について p6
４. 放課後等デイサービス個別サポート加算（Ⅰ）について p7
５. 強度行動障害児の判定基準について p8
６. 延長支援加算について p9,10
７. 家族支援加算についてp11
８. 子育てサポート加算についてp12
９. 欠席時対応加算について p13
１０. 保育所等訪問支援での支援内容の報告書提出について p14
１１. 保育所等訪問支援に関する留意点 p15
１２. 事業所間連携加算について p16,17
１３. 就学前の障害児の発達支援の無償化 p18
１４. やむを得ない事由による措置 p19
【共通説明事項】 p20～35

【個別説明事項】

市が対象児童の障害児通所支援の必要性を確認する際に参照するもの（例）

未就学児

・障害者手帳、難病の診断書
・保健センターでの健診、相談の際の『子育て期ケアプラン』
・県こども総合療育センター、医療機関からの意見書、診断書
・保育所、幼稚園からの意見書（様式あり）、または同程度の意見書
・転入前の市区町村が発行していた受給者証（写し可）
・就学前相談の結果通知

就学児

・障害者手帳、難病の診断書
・医師の意見書、診断書等
・学校が作成している『個別の指導計画書』、または同程度の意見書
・転入前の市区町村が発行していた受給者証（写し可）

報酬の算定に関して

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、新設及び見直しが行われた加算があります。

加算を算定する場合は、留意事項通知に記載されている内容に沿った支援方法等でない場合や、算定要件を満たしていない場合は、当該加算の算定対象外となります。算定する場合は必ず事前に留意事項通知をご確認ください。

算定の解釈に迷われる場合は、事前にご相談ください。
（留意事項通知、及びこども家庭庁からの各種通知、Q&A等をご確認いただいた上で、ご連絡いただきますようお願いいたします）

児童発達支援
個別サポート加算（Ⅰ）について

R6報酬改定

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、「著しく重度の障害児に対し 児童発達支援を行った場合に算定するもの」へ見直しあり。
本加算の対象となる児童は、以下のとおり。

①重症心身障害児
②身体に重度の障害がある児童（1 級・2 級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
③重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており 、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）

放課後等デイサービス
個別サポート加算（Ⅰ）について

R6報酬改定

ケアニーズの高い児童（著しく重度及び行動上の課題のある児童）への支援を充実させる観点から、一定の要件に該当する児童を受け入れたことを評価する加算。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により単位数等に一部変更があったが、対象となる要件については変更なし。

【対象となる児童の判定について】

〇児童通所給付費支給申請（支給決定期間更新）の際に、市役所窓口にて保護者へ調査を行う。

〇調査内容によりこれまで加算対象だった児童が対象外となる場合あり。

〇事業所にて再調査を行う際は、児童にどのような課題があるのか等保護者とあらためて情報共有を図る必要あり。

〇追加申請の際は、児童通所給付費支給変更申請書＋個別サポート加算Ⅰ調査票を提出。

（提出後、内容等に不備がない場合は、提出日から加算対象）

※保護者の方への聴き取り内容については、特記事項欄に必ずご記載ください

強度行動障害児の判定基準について

強度行動障害児支援加算の対象となる障害児の判定については、以下の表をご参照ください。 ※追加申請の流れは、個別サポート加算Ⅰと同じ

行動障害の内容	判断基準	１点	３点	５点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなど	週に１回以上	１日に１回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど、相手がケガをしかねないような行動など	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通す、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの	週に１回以上	１日に１回以上	１日に頻回
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にも周りにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベットについていられず人や物に危害を加えるなど	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事ができない、便や釘、石などを食べる異食、体に異常をきたしたことのある拒食、特定の物しか食べない偏食など	週に１回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁になすりつけたり、脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに登るなど	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	耐えられないような大声を出す、一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとても抑えられず止められない状態を呈する			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行動	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある			あり
合　計　点　数				

延長支援加算について（1）

R6報酬改定

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算についても算定要件等の見直しが行われ、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行うとされています。

※ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のとおり、事業所の営業時間８時間以上の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる

○単位数

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（５時間※１）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

対象者／時間	１時間以上 2時間未満	２時間以上	３０分以上 １時間未満（※２）
障害児	９２単位／日	１２３単位／日	６１単位／日
重症児 医ケア児	１９２単位／日	２５６単位／日	１２８単位／日

（※１）放課後等デイサービスについては平日３時間、学校休業日５時間

（※２）延長時間 30 分以上１時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

延長支援加算について（2）

R6報酬改定

【主な要件・留意点】

・運営規定に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）。

・延長支援が必要な理由および支援を行う時間については、あらかじめ個別支援計画に位置付けた上で、保護者に同意を得ること。

・延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること。

・算定は、実際に要した延長支援時間の区分で算定する。あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分で算定が可能。

・延長支援を計画的に行う中で、予定日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合には、当該理由と実際の支援時間について必ず記録すること。

家族支援加算について
（児童発達支援・放課後等デイサービス）

R6報酬改定

家庭連携加算と事業所内相談支援加算を統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。統合後の加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。

【主な要件・留意点】

・加算Ⅰは、障害児の家族等に対して、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に相談援助等を行った場合。

・加算Ⅱは、障害児の家族等に対して、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合。

※加算Ⅱについては、事業所以外での相談援助は加算の対象とならない。

・あらかじめ個別支援計画に位置付けた上で、保護者に同意を得ること。

・相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族の事情による場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可）

・相談内容を記録すること。

子育てサポート加算について

R6報酬改定

家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

【主な要件・留意点】

・あらかじめ個別支援計画に位置付けた上で、保護者に同意を得ること。

・障害児への児童発達支援とあわせて、家族等に対しても、支援の様子を観察・参加できる機会や、障害特性と関わり方への理解を深める機会を提供し、あわせて相談支援等を行うこと。

・家族等への支援内容を記録すること。

・子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない。

欠席時対応加算について

R6報酬改定

利用を予定していた日の前々日、前日または当日に急病等により中止の連絡があった場合であって、児童またはその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに当該児童の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定できる。（ひと月につき4回まで）

・欠席の連絡があった日の前々日か前日かの判断は、事業所の営業日とする。
・単なる欠席の連絡だけでは、算定できない。
・少なくとも下記について記録が必要。
①連絡日時
②相談支援を行った職員の職名・氏名
→後日、確認のため話を聞く場合があるため、連絡を受けた職員とは限らない
③利用児童の状況（体調、困りごと等）
④相談支援の具体的内容・経過等
⑤次回通所予定日

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により基本報酬の見直しが行われたことに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算Ⅱは廃止となっております。

保育所等訪問支援での支援内容に関する報告書提出について

R6報酬改定

【根拠】

平成28年10月21日付け障福第896号
市障害福祉課長通知（市独自施策）

【開始】

平成28年12月請求分から

【目的】

・提供された「直接支援」と「間接支援」の内容確認
・訪問先施設の種類や、訪問先施設スタッフの特定
・同じ訪問支援員が、同一日に同一の場所で複数の児童を支援しているかどうかの確認
・支援時間が、下限時間（30分）を満たしているかの確認

【備考】

報告書は、当月請求分について毎月10日までに提出をお願いします（報告書の提出が無い場合、支援内容や算定要件の確認ができないため基本的に返戻となります）。

保育所等訪問支援に関する留意点（報酬改定関係含む）

R6報酬改定

・訪問支援時間は原則30分以上となります

・同時並行的に支援を行うことが可能な人数は2名までとなります。

・同一日に同一場所で複数の児童に指定保育所等訪問支援を提供した場合、基本報酬に100分の93を乗じて算定してください。

・報告書には、「事業所名」、「訪問日時」、「訪問場所・職員」、「訪問者（職種）」、「対象児童」、「支援の内容」を必ず記載してください。
（請求内容との整合性を確認するため）

事業所間連携加算について

R6報酬改定

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により新設された加算。セルフプランで複数事業所を利用する児童について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況等の情報連携を行った場合の評価を行う。

【対象児童】

・セルフプランで、複数事業所を併用する児童

【算定の流れ】

・新規、更新申請時にセルフプランを希望する児童（保護者）について、複数事業所の利用予定があり、当該加算に係る取組について同意を得られた場合、市よりコア連携事業所を選定し、依頼。
・保護者及び事業所の同意が得られた場合、それぞれに通知文書を送付。
・加算の対象となった児童について、算定要件を満たす支援（会議の開催等）を実施された場合に算定。

※算定要件の詳細については、留意事項通知等をご確認ください。

事業所間連携加算について
（手続きの流れ、確認書）

R6報酬改定

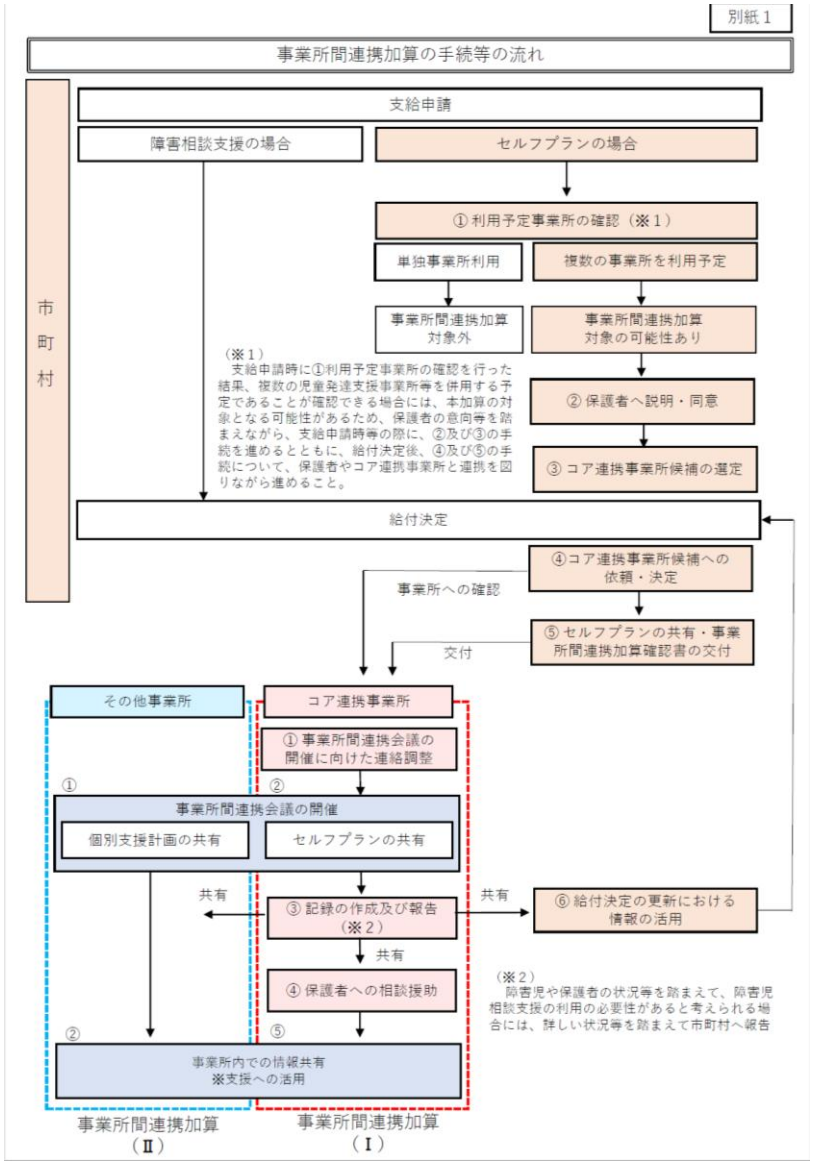

別紙2

事業所間連携加算確認書

児童氏名	受給者証番号
フリガナ	

事業所間で連携した支援体制の確保に向けて、当該児童が利用する全ての事業所間で緊密な連携を図るため、事業所間連携加算を活用することに同意するとともに、市町村から事業所に対してセルフプランの共有並びにコア連携事業所を中心にして事業所間で支援状況や個別支援計画等について情報共有が行われることに同意します。

年　　月　　日

給付決定保護者氏名（署名）

	利用事業所名	連絡先	コア連携事業所※
①			
②			
③			
④			

※・・・ コア連携事業所となる事業所の承諾が得られたのち、市町村が該当する事業所に〇をつけること。

当該児童が利用する事業所間により連携を図っていくための連絡調整等を行うことを依頼し、承諾を得ましたので、●●●●●事業所をコア連携事業所といたします。

事業所承諾日

事業所担当者名

決定日

市町村名

就学前の障害児の発達支援の無償化

【対象サービス】

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、
保育所等訪問支援

【対象期間】

満3歳になってから初めての4月1日から3年間
（時期としては年少、年中、年長の頃）

【備考】

鹿児島市による独自助成や多子軽減よりも優先

やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）

【対象児童】

・乳児院や児童養護施設に入所中の児童

・里親に委託されている児童などで、
保護者の現住所が鹿児島市にある児童

【対象サービス】

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

【備考】

保護者へ障害児通所給付費を支給するのではなく、市が指定事業所に直接、措置費を支払う（通常の受給者証は発行されない）

【共通説明事項】

請求審査（1）

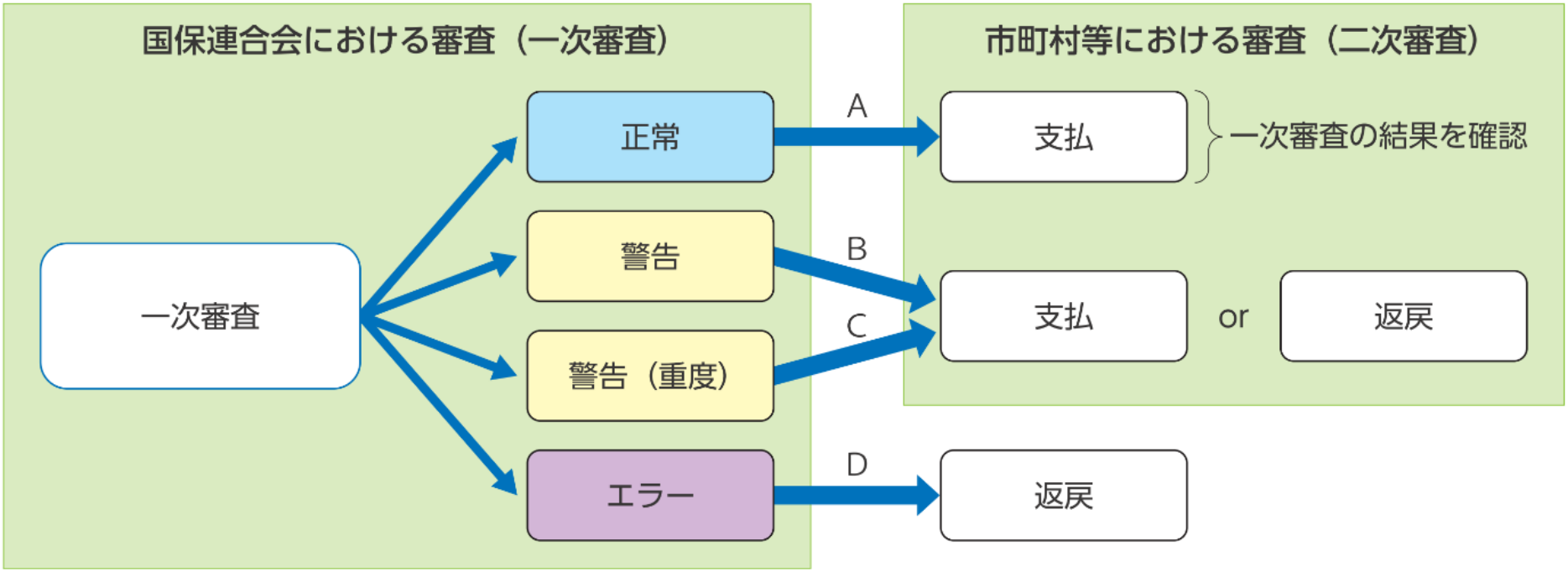

国民健康保険中央会作成　請求事務ハンドブックより抜粋

請求審査（2）

○毎月月末から月初にかけて、請求関係（返戻事由等）に関するお問い合わせが集中する傾向にありますので、対応にお時間をいただくことがございます。ご了承ください。

○お問い合わせいただく際は、事前に以下の点をご確認頂いたうえでご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

・国保連に伝送した請求情報
・国保連に伝送した実績記録表情報
・エラーコード、及びその内容に関連する請求内容
・対象児童の受給者証記載内容
・上限管理関連（複数事業所利用もしくは兄弟で利用がある場合）

受給者証の確認（1）

児童通所支援等は、利用者が支給決定・受給者証の交付を受けてはじめて利用ができます。

サービス提供事業者は、受給者証に記載されている支給量・支給決定期間・利用者負担上限月額・利用者負担適用期間等を毎月よく確認したうえで、サービス提供を行ってください。

支給決定期間外にサービスを提供した場合、給付費は支給できませんのでご注意ください。

原則、通所給付決定の有効期間は利用者の誕生月の末日で終了となります。通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付費の支給申請の案内を行ってください。

受給者証の確認（2）

障害児が障害福祉サービスを利用する場合、18歳に到達すると障害支援区分が必要となります。

障害福祉サービスを利用している対象者の方につきましては、4ヶ月前までに申請案内を送付しております。また、新規での申請は4か月前から受け付けております。

障害**児**が18歳到達により障害**者**となると、受給者証番号も変更となりますのでご注意ください。

例）令和7年7月15日が18歳の誕生日の方
→障害児の白い受給者証（支給決定障害者等名が保護者）は
令和7年7月13日まで
障害者の白い受給者証（支給決定障害者等名が利用者本人）が
令和7年7月14日から

支給量の管理（1）

サービスの性質上、複数の事業所からサービス提供を受けることが可能な障害福祉サービス等については、決定支給量の範囲内で、複数の事業者と利用契約することが可能になります。

この場合、契約支給量の合計が決定支給量の範囲内でなければなりません。

支給量の管理（2）

受給者証の事業者記入欄に契約内容を記入してください

- 事業所名称
- サービス内容
- 契約支給量
- 契約日　等

※事業者確認印は
令和3年4月1日以降不要です。

児童通所支援事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称	○○児童発達支援事業所
支援の内容	児童発達支援
契約支給量	○日
契約日	令和○年○月○日
当該契約支給量による支援提供終了日	年　月　日
支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
事業者及びその事業所の名称	
支援の内容	
契約支給量	
契約日	年　月　日
当該契約支給量による支援提供終了日	年　月　日
支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
事業者及びその事業所の名称	
支援の内容	
契約支給量	
契約日	年　月　日
当該契約支給量による支援提供終了日	年　月　日
支援提供終了月中の終了日までの既提供量	

支給量の管理（3）

例）支給決定障害者等（決定支給量１００）が、最初にA事業者、次にB事業者の順に契約する場合

支給決定障害者等とA事業者が、契約支給量３０で契約した後に、同一区分において支給決定障害者等とB事業者が契約できる契約支給量は、

決定支給量１００－A事業者との契約支給量３０＝７０

の範囲内となります。

上記に基づいて契約された契約支給量をB事業者が「受給者証」の事業者記入欄に記入します。

上限額管理（1）

複数のサービス提供事業者からサービスを受け、1月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される利用者（上限額管理対象者）については、上限額の管理が必要となります。

利用者負担の上限額管理を行う事業者（上限額管理者）が決まりましたら、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を障害福祉課自立支援係に毎月10日までに提出してください。（**事業所名の横に事業所番号の記入をお願いします。**）

なお、複数事業所、兄弟児での上限額管理の場合も「利用者負担上限額管理結果票」を請求システムを通じて、国保連合会へ提出できます。

利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書

支給決定障害者等氏名	受給者証番号
……	
	生年月日

利用者負担上限額管理を依頼（変更）した事業者

上記の者より、　　年　月　日にあった利用者負担上限額管理の依頼の件につきましては、責任を持って利用者負担の上限額管理事務を行うことを承諾します。

上限額管理事業所所在地及び連絡先

上限額管理事業者及びその事業所の名称

事業所を変更する場合の事由等	変更年月日	年　月　日

※事業所を変更する場合は必ず記入してください。

変更前の事業所への連絡（□済　□　未）

（提出先）

鹿児島市長　様

上記の指定サービス事業所に利用者負担の上限額管理を依頼することを届出します。
また、利用者負担の上限額管理のために、私にサービスを提供した事業所が上記届出事業所にサービス利用状況等を情報提供することに同意します。

年　月　日

住　所

電話

氏　名

市町村
確認欄

1　この届出書は、利用者負担の上限額管理を依頼する事業所が決まり次第、受給者証を添えて、鹿児島市へ提出してください。

2　利用者負担の上限額管理を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、鹿児島市へ提出してください。

3　この届出書の届出がない場合、利用者負担額を一旦全額負担していただくことがあります。

上限額管理（2）

【留意点】

・兄弟児については、それぞれの上限額管理事務依頼届が必要になります（兄弟分を同時に提出する場合は、１枚の届出書にまとめて記載しての提出も可）。

・月途中で受給者証番号が変更になった場合（１８歳到達など）で、変更前後に利用があった場合は、兄弟児と同じように上限管理が必要になりますので、対象者の上限額管理事務依頼届のご提出をお願いします。

・上限額管理事業所が変更になる場合は、変更前の事業所及び関係事業所（対象児が他に利用している事業所）への連絡をお願いします。

・4月から新1年生となる児童（無償化期間終了）がいる場合は、4月以降上限管理が必要になる場合がありますので、必要に応じて上限管理事務依頼届をご提出ください。

過誤調整（1）

前月以前に支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げる場合には、「過誤処理」が必要となります。過誤処理とは、具体的には、【明細書】を取り下げることです。過誤をした請求情報に対しては、再度、内容を修正した正しい請求（再請求）を行います。（過誤調整）

・請求に対して返戻があった分については、過誤調整依頼書の提出は不要です。

・過誤調整は、基本的に、請求の取り下げと再請求を同時に行い相殺する同月過誤となります。

・実地指導等において、給付費の算定誤りを確認した場合、過誤申立ての指導を行いますので、適正なサービス運営と報酬請求に努めてください。

・過誤を行う場合、サービス提供事業所は、障害福祉課自立支援係へ、過誤調整依頼書を再請求する月の前月末までに提出してください。

・過誤調整件数が100件以上になる場合は、過誤調整依頼書提出前に、必ず障害福祉課自立支援係へご相談ください。

過誤調整（2）

申立事由コード・申立理由
※国保連合会ホームページに掲載のコード表を参照
【障害児通所】
●指導監査課等による運営指導もしくは指摘に伴う過誤調整を行う場合
→"4199"その他の事由による実績の取り下げ
●それ以外の場合
→"4102"請求誤りに伴う実績の取り下げ

【障害児相談支援】
●指導監査課等による運営指導もしくは指摘に伴う過誤調整を行う場合
→"6099"その他の事由による実績の取り下げ
●それ以外の場合
→"6002"請求誤りに伴う実績の取り下げ

事業所　→　市町村

障害児通所給付費等過誤調整依頼書

市町村番号	4 6 2 0 1 2
市町村名	鹿児島市　様

事業所番号	x x x x x x x x x x
事業所名称	児童発達支援事業所〇〇
事業所所在地	〒 000-0000 鹿児島市〇〇町〇－〇
連絡先（電話番号）	099-xxx-xxxx

担当者
鹿児島太郎

既に支払決定を受けている障害児通所給付費について、下記サービス利用者分の過誤調整を依頼します。

令和　7 年　1 月　1 日

受給者証番号 受給者氏名	サービス提供年月	申立事由コード	申　立　理　由
0 0 0 0 x x x x x x カゴシマ　タロウ	令和　年　月	4102	請求誤りに伴う実績取り下げ
0 0 0 0 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ カゴシマ　ハナコ	令和　年　月	4199	その他の事由による実績の取り下げ
	令和　年　月		
	令和　年　月		
	令和　年　月		

１　本様式は、市町村ごとに作成して、当該市町村の障害福祉担当課（係）へ提出してください。
２　過誤調整を行わずに再請求されると重複請求（エラー）となりますのでご注意ください。

〇 枚中　1 枚目

通所利用者負担額等の受領（1）

放課後等デイサービスについて

令和7年10月提供分より利用者の自己負担が発生することから、改めて運営基準のご確認をお願いします。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準より

第七十条　指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

４　指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

５　指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

通所利用者負担額等の受領（2）

【留意点 】

・利用料を保護者から徴収しないことは、特定の保護者及びその障害児に対する利益供与と見なされますので、利用者負担は適切に徴収するようにしてください。

・保護者に費用負担を求める場合は、事前に契約書等に保護者に求める負担の内容を記載し、保護者から同意を得た上で徴収するようにしてください。

・保護者から利用料を徴収した場合は、受領が確認できるよう、領収証の交付が必要です。口座振替や口座振込で徴収する場合も必ず領収証を交付してください。

昨年度実地指導での主な指摘事項

・児童指導員等加配加算について、利用定員に応じ加算していない。

・サービス提供の記録について、保護者への確認が行われていない。

・欠席時対応加算について、相談援助の内容等の記録がない。

・定員超過に該当する場合に、減算していない。